

答 申 第 1 1 9 号
(諮 問 第 1 2 0 号)

令和 6 年 (2024 年) 2 月 29 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 4 年 (2022 年) 8 月 31 日付け鎌総第 1500 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和4年（2022年）2月21日付けで審査請求人が行政文書公開請求した『『平成29年度村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託成果品』（5）その他会議録の会議において神奈川県交通企画課、都市計画課及びUR都市機構が参加している理由がわかる文書』について、実施機関鎌倉市長が令和4年（2022年）4月21日付けで行った行政文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和4年（2022年）2月21日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、『『平成29年度村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託成果品』（5）その他会議録の会議において神奈川県交通企画課、都市計画課及びUR都市機構が参加している理由がわかる文書』に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、請求された文書について、令和4年（2022年）4月21日付け鎌倉市指令深地第16号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和4年（2022年）7月1日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和4年（2022年）7月1日付けで提出した審査請求書、同年8月5日付けで提出した反論書及び令和5年（2023年）9月8日付けで提出した意見書における主張を総合すると、審

査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったもので、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 平成 29 年（2017 年）4 月 19 日の「広域連携によるまちづくりについての会議要旨」によれば、本年度（平成 29 年度）の広域の検討業務について、区画整理事業の技術的アドバイザーとして U R 都市機構の参画を確認し、U R 都市機構の参加者は了解している。

湘南地区整備連絡協議会（以下「協議会」という。）会則によれば、協議会の委員に神奈川県県土整備局都市部から都市計画課長、交通企画課長及び都市整備課長（以下「当該各課」という。）を委員と定め、また協議会の円滑な運営を行うため幹事会を置き、当該各課の各グループリーダーを充てると定めている。

イ 会議要旨及び平成 29 年（2017 年）7 月 20 日の「広域的なまちづくりに関する打合せ議事要旨」によれば、出席メンバーは協議会会則に定められた委員とは異なる者が参加している。

また、協議会は、平成 29 年（2017 年）4 月 19 日から平成 30 年（2018 年）3 月 19 日まで合計 15 回開催されているが、協議会会則に定められた委員でない者が参加している。

ウ 「平成 29 年度村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討業務委託」は、鎌倉市が昭和(株)と契約したものであり、協議会として 6 回出席し、会議に協力したが、委員でない者が出席している理由が分かる文書を公開しないのは不当である。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

実施機関が令和 4 年（2022 年）7 月 20 日付けで提出した弁明書及び令和 5 年（2023 年）11 月 6 日に実施した実施機関の口頭による決定理由説明によると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

審査請求人は、審査請求の理由として、協議会会則に規定されている委員の担当職名に該当しない者が「広域的なまちづくりに関する打合せ」、「関係機関等打合せ」に出席していると主張するが、当該主張は本件処分の適否にかかる主張ではない。

会議への出席は、協議会の会則に定められた者以外にも、当該各

課からの代理出席、会議の議題において必要と判断した者又は議題の内容の実務上の担当者等が会則名簿に記載の者と同席して会議に参加することはあり得るものである。

また、協議会以外の会議にかかる会議録についても、同様である。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書並びに実施機関の弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

(1) 本件処分について

本件請求に係る文書は、『平成 29 年度村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託成果品』(5) その他会議録の会議において神奈川県交通企画課、都市計画課及びUR都市機構が参加している理由がわかる文書」である。

実施機関は、本件請求に対し、平成 29 年(2017 年) 4 月 19 日に開催された広域連携によるまちづくりについての会議要旨、同年 5 月 18 日に開催された協議会総会の次第及び同総会における湘南地区整備連絡協議会事業計画(案)についての議事要旨、協議会会則並びに同年 7 月 20 日に開催された広域的なまちづくりに関する打合せの議事要旨(以下「本件文書」という。)を対象文書として特定し、このうち一部について、条例第 6 条第 1 号に該当するとして本件処分を行った。

審査請求人は、本件文書からUR都市機構が参加した理由は判明したものの、神奈川県の交通企画課及び都市計画課の職員(以下「本件職員」という。)が出席している理由がわかる文書が公開されておらず不当であると主張する。

そこで、実施機関による対象文書の特定について、以下、検討する。

(2) 対象文書の特定について

当審査会が本件文書を見分したところ、広域連携によるまちづくりについての会議要旨及び広域的なまちづくりに関する打合せ議事要旨それぞれにおいて、村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討業務委託に関する記載が認められ、かつ、神奈川県交通企画課の交通企画グループリーダーや交通企画課主査、都市計画課の都

市計画グループリーダーや副技幹等の職員が出席していたことが認められた。

協議会については、協議会会則の別表第1の規定により、神奈川県交通企画課長及び都市計画課長が委員とされ、また、神奈川県交通企画課交通企画グループリーダー及び都市計画課都市計画グループリーダーが幹事会の委員とされていることから、当該職員が協議会委員または幹事会委員として参加していることが確認できる。

他方で、上記のとおり、広域連携によるまちづくりについての会議及び広域的なまちづくりに関する打合せ（以下「本件会議等」という。）には、上記グループリーダーのほか、主査や技師等が出席していたところ、本件文書からは当該職員が出席することとなった経緯は明示されていない。

当審査会が実施機関から聴き取ったところによれば、本件会議等は、規約等を定めることなく、課題に対して必要な議論ができる者を参加者として任意に開催したものであり、また協議会と直接関連するものではない、とのことであった。

これら本件会議等に本件職員が参加している理由が分かる文書がないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は見当たらず、実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠も認められない。

したがって、実施機関が本件文書のみを請求文書として特定したことは妥当である。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日			内 容
R	4 /	2 / 2 1	行政文書公開請求書が提出される
		4 / 2 1	行政文書一部公開決定通知書
		7 / 1	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
		7 / 2 0	処分庁が審査庁に弁明書を提出
		8 / 5	審査請求人が審査庁に反論書を提出
		8 / 3 1	審査会に諮問
	5 /	9 / 8	審査請求人が審査会に意見書を提出
	1 1 /	6	第 151 回審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明)
	1 2 /	1 1	第 152 回審査会で審議
	6 /	1 / 1 6	第 153 回審査会で審議
		2 / 1 3	第 154 回審査会で審議
		2 / 2 9	答申（第 119 号）